

令和5年6月2日提出

# 一宮市議会定例会議案

単 行



# 目 次

## 令和5年6月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第43号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	1頁
議案第44号	一宮市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	3頁
議案第45号	一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について	6頁
議案第46号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	28頁
議案第47号	一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	43頁
議案第48号	一宮市火災予防条例の一部改正について	47頁
議案第49号	環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について	52頁
議案第50号	環境センターごみ焼却施設分散型制御装置修繕工事の請負契約の締結について	53頁
議案第51号	大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について	54頁
議案第52号	多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について	55頁
議案第53号	損害賠償の額の決定について	56頁
承認第1号	専決処分の承認について	57頁
承認第2号	専決処分の承認について	69頁
報告第5号	専決処分の報告について	84頁
報告第6号	令和4年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について	86頁
報告第7号	令和4年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	88頁
報告第8号	令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について	95頁
報告第9号	令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について	97頁
報告第10号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	102頁
報告第11号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	118頁
報告第12号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	139頁
報告第13号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について	151頁



議案第43号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法  
律第27号)第9条第2項の規定による独自事務を追加するため、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第4条関係) 【別記 参照】	別表(第4条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

機関	事務
市長	略
	児童虐待の防止及び虐待を受けた児童の支援に関する事務

改正案

機関	事務
市長	略
	児童虐待の防止及び虐待を受けた児童の支援に関する事務
	一宮市子ども医療費の助成に関する事務
	一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務
	一宮市中心身障害者医療費の助成に関する事務
	一宮市精神障害者医療費の助成に関する事務
	一宮市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

一宮市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

一宮市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正に伴い、新たにスマートフォンに搭載される利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付の申請ができるようにするため、本案を提出する。





規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料 1枚につき300円(自動交付サービスによる場合にあつては、200円)

規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料 1枚につき300円(自動交付サービスによる場合にあつては、200円)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う徴収方法等に係る規定の整備、軽自動車税に係る種別割のグリーン化特例の延長等を行い、及び条文の整備等を行うため、本案を提出する。

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から令第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は</p> <p>_____ 当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し</p> <p>_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>_____。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から令第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</u>当該納税義務者の<u>前項の確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、<u>個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規</u></p>

<p>2 <u>前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u> 又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u> _____ の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 <u>前項</u>の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受け</p>	<p><u>則</u>で定めるところにより、<u>前項</u>又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 <u>前項</u>の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受け</p>
---	--

たとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び 県民税額の合算額 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあっては特別徴収の方法によつて徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあっては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 \_\_\_\_\_ の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、特別の事情により特別徴収を行う

たとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条においては「給与所得者」という。)である場合には \_\_\_\_\_、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。ただし、特別の事情により特別徴収を行う

ことが適当でないと市長が認めた場合は、特別徴収の方法によらないことができる。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得

ことが適当でないと市長が認めた場合は、特別徴収の方法によらないことができる。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得

税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。  
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義

税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。  
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義

務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式\_\_\_\_\_又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

\_\_\_\_\_当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

\_\_\_\_\_。

務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により 納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった場合には \_\_\_\_\_、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には \_\_\_\_\_それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には \_\_\_\_\_直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。



(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

\_\_\_\_\_の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 略
  - (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第417条

\_\_\_\_\_の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

- (1) 略
  - (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち

当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

\_\_\_\_\_ 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により \_\_\_\_\_ 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には \_\_\_\_\_ そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には \_\_\_\_\_ 直ちに、普通徴収の方法により \_\_\_\_\_ 徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により \_\_\_\_\_ 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又

\_\_\_\_\_。  
(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式\_\_\_\_\_による納付書により納付しなければならない。

2~4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式\_\_\_\_\_による納付書により納付しなければならない。

6~16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321

は納入することを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2~4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6~16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321

条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式 \_\_\_\_\_ による納付書により納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### 3・4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

#### (2)・(3) 略

条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 前項の場合には \_\_\_\_\_、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### 3・4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、 \_\_\_\_\_側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の

保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

#### (2)・(3) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式\_\_\_\_\_による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式\_\_\_\_\_による納付書によって納付しなければならない。  
(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。  
(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式 \_\_\_\_\_ による納付書によって納付しなければならない。

## 2 略

### 付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式 又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

## 2 略

### 付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条 \_\_\_\_\_ の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条 \_\_\_\_\_」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略  
2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した

第10条の3 略  
2～11 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した

<p>費用 (6) 略</p> <p>13 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>) 第15条の3 <u>法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第15条の6第3項において「<u>特定期間</u>」という。)に行われたときに限り、<u>第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>) 第15条の3の2 略 2・3 略 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (<u>軽自動車税の環境性能割の減免の特例</u>) 第15条の3の3 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>) 第15条の6 略 2 略 3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「<u>100分の2</u>」とあるのは、「<u>100分の1</u>」とする。 (<u>軽自動車税の種別割の税率の特例</u>) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた月か</p>	<p>費用 (6) 略</p> <p>14 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>) 第15条の3 略 2・3 略 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (<u>軽自動車税の環境性能割の減免の特例</u>) 第15条の3の2 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>) 第15条の6 略 2 略 (<u>軽自動車税の種別割の税率の特例</u>) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた月か</p>
---	--



ら起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

\_\_\_\_\_の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記1 参照】

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

ら起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には

、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記2 参照】

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車

(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)

(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
- が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
- が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車
- が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(二)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(三)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(二)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(三)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車
- が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号\_\_\_\_\_）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

第2号ア(二)	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
第2号ア(三)(i)	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
第2号ア(三)(ii)	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

【別記2】

現行

第2号ア(二)	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
第2号ア(三)(i)	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
第2号ア(三)(ii)	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

（一宮市都市計画税条例の一部改正）

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則	付 則

<p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第15条・第16条 略</p> <p>第17条 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第15条・第16条 略</p> <p>第17条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第82条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項の規定(第1条の規定による改正後の一宮市市税条例(以下「新市税条例」という。)付則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第1条中第34条の9第2項並びに第38条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに付則第15条の3の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び付則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第4条第1項(新市税条例付則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

**第2条** 前条第2号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新市税条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき一宮市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

**第3条** 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

**第4条** 新市税条例第82条第1号エ及び付則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度

分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の一宮市市税条例付則第15条の3及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新市税条例付則第15条の3第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新市税条例付則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。  
(都市計画税に関する経過措置)

**第5条** 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例(次項において「新都市計画税条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例付則第17条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第46号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の制定による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の一部改正に伴い、条文の整備等を行うため、本案を提出する。



一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第1条** 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第2条** 一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第4条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げ	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第4条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第3号</u> <u>    </u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> <u>    </u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> <u>    </u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> <u>    </u> に掲げ

る小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

る小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号\_\_に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号\_\_又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 略

該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及

(ア) 法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 略

(ア) 法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及

<p>び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限</p>	<p>び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限</p>
---	--

る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した

る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した

費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)

る教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)



ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

#### 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

ごとに、法第19条第3号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

#### 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、こ

3・4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、こ

の章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの

の章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号 \_\_\_\_\_ 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの

は「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象と

は「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象と

なる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

なる法第19条第2号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u> _____ が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣</u> _____ が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>厚生労働大臣</u></p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>こども家庭庁</u></p>

<p>_____が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p>	<p><u>長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

**第4条** 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第7条 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育について、次に掲げる要件を満たす全体的な計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針をいう。)に基づいたものであること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針をいう。)に基づいたものであること。</p> <p>(2) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

入院に係る助成について、受給資格者を出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に拡大するため、本案を提出する。

一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

一宮市子ども医療費の助成に関する条例(昭和47年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 この条例の規定により子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出生の日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者(以下「子ども」という。)</p> <p>(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による<u>被扶養者である者</u></p> <p>(保護者)</p> <p>第3条 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者又は未成年後見人等であつて、現に子ども<u>を</u>監護しているものをいう。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、<u>受給資格者の保護者</u>に対し、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、法令の規定による国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は家族療養附加金等他の制度による医療費の給付が行われた</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者(以下「子ども」という。)</p> <p>(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、<u>組合員、加入者若しくは被扶養者である者</u></p> <p>(保護者等)</p> <p>第3条 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者又は未成年後見人等であつて、現に子ども<u>(18歳の者を除く。)</u>を監護しているものをいう。</p> <p><u>2 この条例において、「保護者等」とは、子どものうち18歳の者及び受給資格者の保護者をいう。</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、<u>保護者等</u>に対し、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、法令の規定による国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は家族療養附加金等他の制度による医療費の給付が行われた</p>



場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額

\_\_\_\_\_を助成する。ただし、一宮市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年一宮市条例第35号)、一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年一宮市条例第34号)又は一宮市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成19年一宮市条例第54号)の規定により、この条例の規定による子ども医療費の助成と同等な医療に関する給付を受けることができる場合は、この限りでない。

2 略

(受給者証)

第5条 市長は、受給資格者

\_\_\_\_\_の保護者の申請により、当該受給資格者に対し子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

2 略

(助成の申請)

第6条 受給資格者の保護者は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。ただし、保険医療機関等から市長に対して医療費の請求があったときは、その請求をもって、この申請とみなす。

(助成の方法)

第7条 子ども医療費の助成は、受給資格者の保護者に第4条の規定により助成されることとなる額(以下「助成額」という。)を支払うことにより行う。ただし、保険医療機関等に助成額を支払うことによ

場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(次条第1項において「入院に係る助成のみ子ども」という。)にあっては、入院に係るものに限る。)を助成する。ただし、一宮市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年一宮市条例第35号)、一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年一宮市条例第34号)又は一宮市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成19年一宮市条例第54号)の規定により、この条例の規定による子ども医療費の助成と同等な医療に関する給付を受けることができる場合は、この限りでない。

2 略

(受給者証)

第5条 市長は、受給資格者(入院に係る助成のみ子どもを除く。以下この条及び第8条第1項第1号において同じ。)の保護者の申請により、当該受給資格者に対し子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

2 略

(助成の申請)

第6条 保護者等\_\_\_\_\_は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。ただし、保険医療機関等から市長に対して医療費の請求があったときは、その請求をもって、この申請とみなす。

(助成の方法)

第7条 子ども医療費の助成は、保護者等\_\_\_\_\_に第4条の規定により助成されることとなる額(以下「助成額」という。)を支払うことにより行う。ただし、保険医療機関等に助成額を支払うことによ

<p>り、この支払に代えることができる。 (届出義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>受給資格者の保護者</u>は、子ども医療費の助成に係る疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p>り、この支払に代えることができる。 (届出義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>保護者等</u>は、子ども医療費の助成に係る疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費に対する助成について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

一宮市火災予防条例の一部改正について

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正に伴い急速充電設備に係る全出力の上限を撤廃する等の措置を講じ、及び健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合は、「喫煙所」と表示した標識の設置は不要とする等の措置を講ずるため、本案を提出する。

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例

一宮市火災予防条例(昭和37年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車)をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <p>_____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(2) その <sup>きょう</sup> 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。_____</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて _____ 充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、<u>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u> _____、この限りでない。</p> <p><u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p><u>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その <sup>きょう</sup> 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、<u>分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が

外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ こと。

(12) 自動車等\_\_\_\_\_の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。)について、

操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りではない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17)・(18) 略

2 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。\_\_\_\_\_))に適合す

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が加えられている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から

外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電

設備の利用者が異常を認めたとときに、速

やかに操作することができる箇所に設

けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_について、

操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りではない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池

(主として保安のために設けるものを除

く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のもの

にあつては、充電ポストに蓄電池(主

として保安のために設けるものを除

く。)を内蔵しないこと。

(18)・(19) 略

2 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合す

<p>るものとしなければならない。</p> <p>2 略 (喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置。<u>この場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において</p>	<p>るものとしなければならない。</p> <p>2 略 (喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置。<u>ただし、健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。</u></p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において</p>
--	---

喫煙所を設けないことができる。 6・7 略 別表第4から別表第6まで 削除 別表第7(第23条関係) 表略	喫煙所を設けないことができる。 6・7 略 別表第4から別表第7まで 削除
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の一宮市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)付則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について

次のとおり環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 環境センターごみ焼却施設定期修繕工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山52番地
- 3 工事概要 ごみ焼却施設の分解、整備及び調整に伴う定期修繕工事
  - (1) 受入供給設備工事一式
  - (2) 燃焼設備工事一式
  - (3) 燃焼ガス冷却設備工事一式
  - (4) 排ガス処理設備工事一式
  - (5) 給排水配管設備工事一式
  - (6) 余熱利用発電設備工事一式
  - (7) 通風設備工事一式
  - (8) 灰出し設備工事一式
  - (9) 電気計装設備工事一式
  - (10) 雑設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 431,200,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号  
J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店



環境センターごみ焼却施設分散型制御装置修繕工事の請負契約の締結について

次のとおり環境センターごみ焼却施設分散型制御装置修繕工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 環境センターごみ焼却施設分散型制御装置修繕工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山52番地
- 3 工事概要 (1) 監視制御装置取替工事一式  
(2) 1号炉・2号炉・3号炉入出力プロセス制御装置取替工事一式  
(3) 共通用・受配電発電用入出力プロセス制御装置取替工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 394,900,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号  
JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店

大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について

次のとおり大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 大平島公園流域貯留施設築造工事
- 2 工事場所 一宮市朝日2丁目地内
- 3 工事概要 流域貯留施設の築造工事
  - (1) 流域貯留施設工事一式
  - (2) 流入施設工事一式
  - (3) 放流施設工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 276,100,000円
- 6 契約の相手方 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地  
大興建設株式会社

多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について

次のとおり多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 多加木公園流域貯留施設築造工事
- 2 工事場所 一宮市多加木5丁目地内
- 3 工事概要 流域貯留施設の築造工事
  - (1) 流域貯留施設工事一式
  - (2) 流入施設工事一式
  - (3) 放流施設工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 650,100,000円
- 6 契約の相手方 渡邊・平野特定建設工事共同企業体
  - 代表者 一宮市萩原町富田方字上畑33番地  
株式会社渡邊組
  - 構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地  
平野建設株式会社

損害賠償の額の決定について

一宮市立市民病院における医療過誤に対する損害賠償請求事案に係る損害賠償の額の決定について、一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

1 本件事案の概要

相手方(当時49歳)は、令和3年8月、慢性呼吸不全等で在宅療養中に胸腹部痛を訴えて一宮市立市民病院へ救急搬送された。血液検査、CT検査等を行った結果、総胆管結石及び胆管炎の診断で入院した。入院した日の翌日、内視鏡的逆行性胆管膵管造影法(ERCP)及び内視鏡的膵管口切開術による治療が行われたが、結石の除去は行えず、外科的手術による治療を検討する方針となった。

ERCPを施行した翌朝、腹痛が続き、血液検査でアミラーゼが上昇していたため、CT検査を行ったところ、ERCP後膵炎を発症しているとの診断となり、急性膵炎に対する治療が開始された。看護師の巡視による状態観察は行われたが、生体情報モニターによる心電図、血圧及び酸素飽和度の持続的モニタリングは行われなかった。ERCP施行後2日目の早朝、看護師巡視時に、相手方が心肺停止状態であるところを発見し、蘇生措置を行ったが、相手方は、死亡した。ERCP後膵炎による血管内脱水、既往症である慢性呼吸不全及び鎮痛剤点滴による呼吸不全が複合的に影響して死亡したと推測された。呼吸及び循環のモニタリングがなされていれば死亡を回避できた相当程度の可能性があることから、診療契約上の義務違反に当たるとして、一宮市に対して損害賠償を求められたため、相手方と一宮市との間で協議を重ねた結果、損害賠償の額の合意に至ったものである。

2 和解条項

- (1) 一宮市は相手方に対して、本件医療事故の損害賠償金として金300万円の支払義務があることを認め、同金員を令和5年7月末日限り、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は一宮市の負担とする。
- (2) 相手方と一宮市は、前号の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と一宮市及びその被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

3 損害賠償の額

金3,000,000円

承認第1号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(令和5年3月31日専決)

令和5年3月31日

一宮市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市条例第20号

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

**第1条** 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定め	付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定め

<p>る割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>18 略</p> <p>19 法附則第64条_____の条例で定める割合は、<u>0</u>とする。</p>	<p>る割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>18 略</p> <p>19 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

**第2条** 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>第2条 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>第3条 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>第4条 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p>	<p>付 則</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>第2条 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>第3条 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>第4条 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p>

第4条の2 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。	第4条の2 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。
--------------------------------------	--------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市国民健康保険税条例の一部改正)

**第3条** 一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>200,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>200,000円</u> とする。	(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>220,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>220,000円</u> とする。
4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>200,000円</u> を超える場合には、 <u>200,000円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。	4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>220,000円</u> を超える場合には、 <u>220,000円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。
(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特	(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特



定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

## 2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2 \_\_\_\_\_において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項に

定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

## 2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項に

において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 付 則

##### 1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によ

において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 付 則

##### 1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によ

るものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲

るものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の \_\_\_\_\_ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の \_\_\_\_\_ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲

渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合におけ

渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合におけ

る第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6

る第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6

条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10・11 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10・11 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

のは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

のは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則  
(施行期日)

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

**第2条** 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の一宮市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

**第3条** 第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

**第4条** 第3条の規定による改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



承認第2号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和5年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和5年4月25日専決)

## 令和5年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和5年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,220,138千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月25日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫 支 出 金	21,614,387	410,138	22,024,525
	2 国 庫 補 助 金	2,880,910	410,138	3,291,048
	歳 入 合 計	125,810,000	410,138	126,220,138

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	53,745,296	410,138	54,155,434
	3 児 童 福 祉 費	24,191,809	410,138	24,601,947
	歳 出 合 計	125,810,000	410,138	126,220,138

1 総括  
(歳入)

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	21,614,387	410,138	22,024,525
歳入合計	125,810,000	410,138	126,220,138

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 53,745,296	千円 410,138	千円 54,155,434
歳 出 合 計	125,810,000	410,138	126,220,138

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国県支出金	市債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
410,138				
410,138				

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金 410,138千円  
 2 項 国庫補助金 410,138千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1,168,125	千円 410,138	千円 1,578,263
計	2,880,910	410,138	3,291,048



金額欄中の\*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童福祉費補 助金	千円 410,138 * 950,359	○新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	千円 410,138

15款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

410,138千円

3 項 児童福祉費

410,138千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 9,094,984	千円 410,138	千円 9,505,122	千円 410,138	千円	千円	千円
計	24,191,809	410,138	24,601,947	410,138			

金額欄中の\*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 2,096 * 94,382	○時間外勤務手当	千円 2,096
10 需用費	66 * 49,011	○印刷製本費	66
11 役務費	1,158 * 27,401	○通信運搬費 ○口座振込手数料	553 605
12 委託料	3,818 * 1,150,176	○総合行政システム（福祉系）整備等委託料	3,818
18 負担金、補助 及び交付金	403,000 * 4,620	○子育て世帯生活支援特別給付金	403,000

3 款 民生費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 981 ) 2,557	2,166,341	8,944,680	6,338,044	17,449,065	3,257,161	20,706,226	
補 正 前	( 981 ) 2,557	2,166,341	8,944,680	6,335,948	17,446,969	3,257,161	20,704,130	
比 較	( 0 ) 0	0	0	2,096	2,096	0	2,096	

( ) 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補 正 後	231,301	566,666	2,344,135	1,637,642	221,376	590,088	188,637
	補 正 前	231,301	566,666	2,344,135	1,637,642	221,376	587,992	188,637	40,790
	比 較	0	0	0	0	0	2,096	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	132,110	41,117	147,738	188,050	6,738	1,656	0
	補 正 前	0	132,110	41,117	147,738	188,050	6,738	1,656	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 46 ) 2,557	-	8,944,680	5,988,871	14,933,551	2,996,247	17,929,798	
補 正 前	( 46 ) 2,557	-	8,944,680	5,986,775	14,931,455	2,996,247	17,927,702	
比 較	( 0 ) 0	-	0	2,096	2,096	0	2,096	

( ) 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	231,301	566,666	1,994,962	1,637,642	221,376	590,088	188,637	40,790
	補 正 前	231,301	566,666	1,994,962	1,637,642	221,376	587,992	188,637	40,790
	比 較	0	0	0	0	0	2,096	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	132,110	41,117	147,738	188,050	6,738	1,656	0
	補 正 前	0	132,110	41,117	147,738	188,050	6,738	1,656	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 935 ) 0	2,166,341	0	349,173	2,515,514	260,914	2,776,428	
補 正 前	( 935 ) 0	2,166,341	0	349,173	2,515,514	260,914	2,776,428	
比 較	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	

( ) 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	-	0	349,173	-	-	0	0	0
	補 正 前	-	0	349,173	-	-	0	0	0
	比 較	-	0	0	-	-	0	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	-	0	-	-	-
	補 正 前	0	0	0	-	0	-	-	-
	比 較	0	0	0	-	0	-	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	1 給与改正に伴う増減分	0		給与改正の状況 給料の改正率 給与改正実施時期
		2 昇給に伴う増加分	0		
		3 その他の増減分	0		
職 員 手 当	2,096	1 制度改正に伴う増減分	0		
		2 その他の増減分	ア 会計年度任用職員以外の職員 2,096	○時間外勤務手当 2,096,000円	
			イ 会計年度任用職員 0		

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項、第2項第1号及び第3号並びに第4項の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康



市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 5. 3. 3	令和 5. 1. 11	交通事故	なし	収集業務課

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 5. 2. 28	令和 4. 12. 21	交通事故	310,791円	276,141円	介護保険課
令和 5. 2. 28	令和 5. 1. 14	車両損傷事故	9,078円	9,078円	維持課
令和 5. 3. 17	令和 5. 2. 15	交通事故	171,908円	171,908円	市民税課
令和 5. 3. 27	令和 5. 2. 2	保育園内保育中の水筒損傷事故	2,980円	2,980円	保育課

3 第4項関係(市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起)

専決処分 年月日	訴えの提起 年月日	事件名	概要
令和 5. 4. 17	令和 5. 4. 19	名古屋地方裁判所一宮支部令和5年(ワ)第132号 市営住宅明渡し等請求事件	市営住宅の不法入居者に対して市営住宅の明渡し 等を求める訴えの提起

報告第6号

令和4年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について

令和4年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度 愛知県一宮市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国 支 出	県 金	市 債
8 土木費	3 水路費	流域貯留施設 築造事業 (大平島公園 多加木公園)	円 974,000,000	円 460,000,000	円 0	円 460,000,000	円 0	円 460,000,000	円 0	円 309,000,000	円 151,000,000	円 0	
計			974,000,000	460,000,000	0	460,000,000	0	460,000,000	0	309,000,000	151,000,000	0	

報告第7号

令和4年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和4年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度 愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	3 戸籍住民登録費	一宮市新生児特別給付金事業 一宮市新生児特別定額給付金	円 5,000,000	円 5,000,000	円 0	円 0	円 5,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン住民接種事業 時間外勤務手当、消耗品費等  新型コロナウイルスワクチン住民接種包括業務委託料  新型コロナウイルスワクチン住民接種委託料	205,491,206 75,320,604 633,837,190	0 23,340,000 318,298,113	0	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (国) 318,298,113  新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (国) 23,340,000	0
4 衛生費	3 清掃費	ごみ収集車管理事業 自動車購入費	6,290,000	6,290,000	0	0	6,290,000
4 衛生費	3 清掃費	ごみ焼却施設管理運営事業 消耗品費	817,960	817,960	0	0	817,960
4 衛生費	3 清掃費	ごみ焼却施設定期修繕事業 施設修繕料	407,000,000	407,000,000	0	0	407,000,000
4 衛生費	3 清掃費	衛生処理場管理運営事業 施設修繕料	2,035,000	2,035,000	0	0	2,035,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線舗装改良事業 幹線舗装改良工事請負費	円 117,500,000	円 117,500,000	円 0	円 防災・安全交付金 (国) 57,500,000 道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 60,000,000	円 0
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁保全事業 橋梁設計委託料 橋梁保全工事請負費 橋梁補修工事請負費	9,000,000 160,000,000 26,000,000	9,000,000 160,000,000 17,670,000	0	防災・安全交付金 (国) 38,000,000 道路メンテナンス事業 補助金 (国) 26,785,000 道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 108,400,000	13,485,000
8 土木費	3 水路費	土地改良事業補助事業(西成土地改良区) 土地改良事業補助金	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	3 水路費	流域貯留施設築造事業 測量・設計業務委託料	円 23,200,000	円 23,200,000	円 0	円 特定都市河川流域貯留施設補助金 (国) 8,000,000 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金 (県) 4,000,000 流域貯留施設築造事業 (市債) 11,200,000	円 0
8 土木費	4 都市計画費	緊急輸送道路無電柱化事業 公共街路物件移転補償金	23,700,000	23,700,000	0	無電柱化推進計画事業補助金 (国) 9,900,000 道路整備事業 (都市計画債) (市債) 13,800,000	0
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業 各種公園整備工事請負費	18,000,000	18,000,000	0	防災・安全交付金 (国) 8,500,000 公園緑地整備事業 (市債) 9,500,000	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	外崎地内橋梁整備事業 外崎地内橋梁新設工事請負費	円 127,000,000	円 85,200,000	円 0	円 都市構造再編集中支援事業補助金 (国) 28,200,000 外崎地内橋梁新設事業 (市債) 51,300,000	円 5,700,000
8 土木費	4 都市計画費	自転車通行空間整備事業 交通安全対策工事請負費	71,000,000	71,000,000	0	防災・安全交付金 (国) 28,600,000	42,400,000
8 土木費	5 都市開発費	まちなかウォークアブル推進事業 一宮まちなか未来会議負担金	24,013,000	24,013,000	0	官民連携都市再生推進事業費補助金 (国) 12,000,000	12,013,000
9 消防費	1 消防費	消防車両更新事業 自動車購入費	26,925,990	26,925,990	0	消防施設整備事業 (市債) 21,100,000	5,825,990



款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
10 教育費	2 小学校費	校舎等大規模改造事業(小学校) 校舎等大規模改造工事請負費	円 17,900,000	円 17,900,000	円 0	円 学校施設環境改善交付金 (国) 6,336,000 小学校校舎大規模改造等事業 (市債) 11,500,000	円 64,000
10 教育費	2 小学校費	空調設備改修事業(小学校) 空調設備改修工事請負費	65,470,000	65,470,000	0	学校施設環境改善交付金 (国) 12,367,000 小学校空調設備改修事業 (市債) 52,700,000	403,000
10 教育費	3 中学校費	校舎等大規模改造事業(中学校) 校舎等大規模改造工事請負費	11,600,000	11,600,000	0	学校施設環境改善交付金 (国) 2,989,000 中学校校舎大規模改造等事業 (市債) 8,500,000	111,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
10 教育費	3 中学校費	空調設備改修事業(中学校) 空調設備改修工事請負費	円 70,410,000	円 70,410,000	円 0	円 学校施設環境改善交付金 (国) 12,771,000 中学校空調設備改修事業 (市債) 57,300,000	円 339,000
10 教育費	4 社会教育費	美濃路起宿高札場整備事業 高札場跡測量登記業務委託料 美濃路起宿高札場整備工事請負費	547,000 21,082,000	547,000 13,122,000	0	いちのみや応援基金 繰入金 8,291,000	5,378,000
計			2,150,139,950	1,519,039,063	0	1,011,177,113	507,861,950

報告第8号

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額		
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				繰越る 交付金	年度額 に 係 る 企業債	
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	柳戸ポンプ場 沈砂池設備 更新工事	600,000,000	18,000,000	—	18,000,000	0	18,000,000	18,000,000	9,000,000	9,000,000	0
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	本町通8丁目 地内ほか 雨水管布設工事	600,000,000	100,000,000	—	100,000,000	0	100,000,000	100,000,000	50,000,000	50,000,000	0

報告第9号

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	下川田町4丁目地内ほか下水道管 改良実施設計業務委託	24,000,000	0	24,000,000	0	8,000,000	16,000,000	0	0	本委託は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	大宮4丁目地内ほか 下水道管更生工事	88,000,000	0	88,000,000	39,000,000	0	49,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	北園通5丁目地内ほか 下水道管更生工事	55,000,000	0	55,000,000	25,000,000	0	30,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	音羽3丁目地内ほか 下水道管更生工事	22,000,000	0	22,000,000	0	10,000,000	12,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	大江1丁目地内ほか 下水道管更生工事	25,000,000	0	25,000,000	0	11,500,000	13,500,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る要する たな卸資 産の購入 限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	神山1丁目地内ほか 下水道管更生工事	27,000,000	0	27,000,000	0	12,000,000	15,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	両郷町2丁目地内ほか 下水道管更生工事	40,000,000	0	40,000,000	0	18,000,000	22,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	文京1丁目地内ほか 下水道管更生工事	45,000,000	0	45,000,000	0	20,500,000	24,500,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	北園通2丁目地内ほか 下水道管更生工事	81,000,000	0	81,000,000	0	36,000,000	45,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	北園通3丁目地内ほか 下水道管更生工事	40,000,000	0	40,000,000	0	18,000,000	22,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る要する たな卸資 産の購入 限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債			
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町黒田六ノ通り地内ほか 下水道管改良実施設計業務委託	22,000,000	0	22,000,000	0	7,500,000	14,500,000	0	0	本委託は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	光明寺山屋敷地内 下水道管更生工事	15,000,000	0	15,000,000	0	7,000,000	8,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	光明寺北道手地内ほか 下水道管更生工事	8,000,000	0	8,000,000	0	3,750,000	4,250,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	大和町馬引東中境地内 下水道管更生工事	9,000,000	0	9,000,000	0	4,000,000	5,000,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	光明寺本郷屋敷地内 下水道管更生工事	20,500,000	0	20,500,000	0	9,250,000	11,250,000	0	0	本工事は令和5年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和4年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和4年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。



令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費 予算現額			前年度までの 支払義務 発生額	当年度 支払義務 発生額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度 繰越額に 係る 財 源 内 訳		翌年度 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計					交 付 金	企 業 債	
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	中町1丁目地内 ほか大和幹線 雨水管布設工事	2,388,000,000	938,000,000	455,800,000	1,393,800,000	994,200,000	696,800,000	697,000,000	697,000,000	245,000,000	452,000,000	0

報告第10号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和4年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

# 令和4年度 事業報告書

一般財団法人 一宮市学校給食会

## 1 事業の状況

### (1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

#### ア 年間給食回数と総食数

	年間給食回数 (回)		総給食数 (食)
	小学校 191	中学校 191	
共同調理場	小学校 191	中学校 191	4,498,841
単独校調理場	小学校 191	中学校 191	1,440,717
合 計			5,939,558

#### イ 物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定された26業者より、毎月行われる物資選定委員会で選定された給食用物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金を支払った。

単独校調理場は、単独校調理場物資選定会で選定された給食用物資を購入し、この代金の支払業務を本給食会が行った。

また、主食（米飯・パン・麺）・牛乳についても、本会において支払った。

#### 年間物資購入額

(単位：円)

	副食材料	主 食	牛 乳	合 計
共同調理場	708,541,465	255,527,076	248,441,071	1,212,509,612
単独校調理場	230,285,885	78,839,108	79,866,101	388,991,094
合 計	938,827,350	334,366,184	328,307,172	1,601,500,706

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費及び年間給食費

(単位：円)

	日 額 給 食 費		年 間 給 食 費
	小学校	中学校	
共同調理場	250	285	769,321,067
単独校調理場	250	285	247,230,142
合 計			1,016,551,209

年度当初の1日の給食対象数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
南部共同調理場	18	8,088	8	4,397	26	12,485
北部共同調理場	14	7,995	7	4,028	21	12,023
共同調理場合計	32	16,083	15	8,425	47	24,508
単独校調理場	10	5,116	4	2,685	14	7,801
合 計	42	21,199	19	11,110	61	32,309

(3) 学校給食についての調査研究、普及充実に関する事業

ア 物資納入業者等の施設、衛生状況の調査

- 食品加工・製造を行う業者1社を、施設の構造、設備・機械器具の取扱い、食品の取扱い方法、衛生管理運営など現地調査し、食品の管理と異物の混入等事故が発生しないよう依頼した。

イ 各種研究会、協議会への参加

- 市教育委員会研究会等
  - ・ 学校給食献立作成委員会（10回通常開催）
  - ・ 食育・給食主任者会（4月）、学校給食事務担当者会議（4月）
  - ・ 一宮市学校給食審議会（8月）

ウ 市内小中学校PTA等の試食会事業

○ 試食会開催数

		校数	件数	食数
共同調理場	小学校	15	29	331
	中学校	4	6	100
単独校調理場	小学校	8	20	395
	中学校	2	2	31
合計		29	57	857

エ 食育推進事業

- 一宮を食べる学校給食の日（5月・12月・1月）一宮市産食材の提供
- 愛知を食べる学校給食の日（6月・11月・1月）愛知県産食材の提供
- 全国学校給食週間記念事業（1月24日～30日）地場産物の活用、郷土料理の提供
- 友好都市トレビーズ市（イタリア）にちなんだ献立実施（1月）

## 2 庶務の概要

### (1) 役員に関する事項

令和5年3月31日現在

役職名	氏名	就任年月日	備考
会長	高橋信哉	R3.5.25	一宮市教育委員会 教育長
副会長	町田啓史	R4.5.20	一宮市小中学校PTA連絡協議会長
副会長	川口和彦	R4.5.20	一宮市小中学校長会長
理事長	渡邊彦尚	R3.5.25	一般財団法人一宮市学校給食会 事務局長
常務理事	浅井 覚	R3.5.25	一宮市教育委員会 学校給食課長
理事	尾関 聡	R3.5.25	一宮市保健所 保健衛生課長
理事	吉川孝信	R4.5.20	一宮市立起小学校長
理事	五藤真由美	R4.5.20	一宮市小中学校PTA連絡協議会副会長
理事	望月 梓	R4.5.20	一宮市立中部中学校 食育・給食主任
理事	野中裕介	R3.5.25	一宮市教育委員会 教育部長
理事	櫻井儀久	R3.5.25	一宮市教育委員会 学校教育課長
監事	岩井政美	R4.5.20	一宮市立尾西第三中学校長
監事	福山史華	R4.5.20	一宮市小中学校PTA連絡協議会副会長
監事	平野晴久	R3.5.25	一宮市教育委員会 総務課長

(2) 役員会等に関する事項

ア 理事会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 4. 5. 20	1 令和3年度事業報告の承認に関する件 2 令和3年度決算の承認に関する件 3 公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件	出席者 1 2	原案承認
開催日 4. 5. 20	1 副会長の互選に関する件 2 業者選定委員の選任に関する件 報告 令和4年度事業計画書並びに収支予算書について	出席者 1 3	原案承認
提案日 4. 10. 14	1 令和4年度予算の変更の承認に関する件	同意書 提出者 1 4	書面により 同意
開催日 4. 12. 21	1 令和4年度第2次収支補正予算の承認に関する件 2 令和5年度事業計画の承認に関する件 3 令和5年度収支予算の承認に関する件 4 評議員会の開催に関する件	出席者 1 2	原案承認

イ 評議員会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 4. 5. 20	1 役員の補欠選任に関する件 2 評議員の補欠選任に関する件 3 令和3年度決算報告書の承認に関する件 報告 公益目的支出計画実施報告書に関する件	出席者 9	原案承認
開催日 4. 5. 20	1 令和4年度事業計画並びに収支予算書について	出席者 1 0	原案承認

提案日 4.10.14	1 定款及び役員報酬及び費用弁償等に関する規則の改正	同意書 提出者 1 1	書面により 同意
----------------	----------------------------	-------------------	-------------

ウ 監査会

開催日	開催内容
4.5.13	令和3年度 事業報告及び決算の監査 公益目的支出計画実施報告書の監査
4.11.8	令和4年度 予算執行状況の監査

エ 物資選定委員会

開催日	開催内容
年間11回	学校給食用購入物資の選定並びに購入先の決定
年間6回 5.6.9.10.11.2月分	学校給食用購入物資（青果物後期分）の選定並びに購入先の決定



# 収 支 計 算 書

令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	事業会計	法人会計	合 計	差異	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>						
<b>1. 事業活動収入</b>						
基本財産運用収入	3,000	0	2,541	2,541	459	
基本財産収入	3,000	0	2,541	2,541	459	
事業収入	1,038,650,000	1,016,551,209	0	1,016,551,209	22,098,791	
給食費収入	1,038,650,000	1,016,551,209	0	1,016,551,209	22,098,791	
給食費収入(共同調理場)	785,869,000	769,321,067	0	769,321,067	16,547,933	
給食費収入(単独校調理場)	252,781,000	247,230,142	0	247,230,142	5,550,858	
市補助金収入	664,681,000	621,253,025	3,439,297	624,692,322	39,988,678	
市補助金	663,331,000	619,903,025	3,439,297	623,342,322	39,988,678	
市補填金	1,350,000	1,350,000	0	1,350,000	0	
雑収入	793,000	1,026,633	167,806	1,194,439	△ 401,439	
雑入	793,000	1,026,633	167,806	1,194,439	△ 401,439	
<b>事業活動収入計</b>	1,704,127,000	1,638,830,867	3,609,644	1,642,440,511	61,686,489	
<b>2. 事業活動支出</b>						
事務費支出	38,302,000	37,315,859	0	37,315,859	986,141	
給料	7,968,000	7,899,120	0	7,899,120	68,880	
諸手当	19,989,000	19,949,476	0	19,949,476	39,524	
共済費	2,400,000	2,360,501	0	2,360,501	39,499	
賃金	4,316,000	3,930,151	0	3,930,151	385,849	
報償費	85,000	35,000	0	35,000	50,000	
旅費	106,000	47,200	0	47,200	58,800	
需用費	2,688,000	2,446,041	0	2,446,041	241,959	
役務費	734,000	639,724	0	639,724	94,276	
備品購入費	1,000	0	0	0	1,000	
負担金・補助及び交付金	14,000	8,646	0	8,646	5,354	
公課費	1,000	0	0	0	1,000	
事業費支出	1,662,126,000	1,601,500,706	0	1,601,500,706	60,625,294	
原材料費(共同調理場)	1,257,606,000	1,212,509,612	0	1,212,509,612	45,096,388	
原材料費(単独校調理場)	404,520,000	388,991,094	0	388,991,094	15,528,906	
徴収不能額	26,000	14,302	0	14,302	11,698	
雑費	1,000	0	0	0	1,000	
管理費支出	3,551,000	0	3,488,644	3,488,644	62,356	
給料	886,000	0	877,680	877,680	8,320	
諸手当	2,224,000	0	2,202,761	2,202,761	21,239	
共済費	268,000	0	262,233	262,233	5,767	
旅費	19,000	0	6,660	6,660	12,340	
需用費	17,000	0	11,000	11,000	6,000	
役務費	103,000	0	96,350	96,350	6,650	
備品購入費	1,000	0	0	0	1,000	
負担金・補助及び交付金	2,000	0	960	960	1,040	
公課費	31,000	0	31,000	31,000	0	
<b>事業活動支出計</b>	1,704,006,000	1,638,830,867	3,488,644	1,642,319,511	61,686,489	
<b>事業活動収支差額</b>	121,000	0	121,000	121,000	0	

(単位:円)

科 目	予算額	事業会計	法人会計	合 計	差異	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	121,000	0	121,000	121,000	0	
備品購入費	121,000	0	121,000	121,000	0	
投資活動支出計	121,000	0	121,000	121,000	0	
投資活動収支差額	△ 121,000	0	△ 121,000	△ 121,000	0	
Ⅲ 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	

## 1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、売掛金、未収金、前払金、買掛金、未払金、及び預り金を含んでいる。  
なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

## 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	22,134,851	26,097,461
売 掛 金	113,063,836	114,368,212
未 収 金	5,595	0
前 払 金	9,567	167,947
流動資産合計	135,213,849	140,633,620
買 掛 金	115,908,541	136,369,198
未 払 金	18,795,525	4,059,163
預 り 金	509,783	205,259
流動負債合計	135,213,849	140,633,620
次期繰越収支差額	0	0

# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,541	2,541	0
基本財産収入	2,541	2,541	0
事業収益	1,016,551,209	1,595,766,750	△ 579,215,541
給食費収入	1,016,551,209	1,595,766,750	△ 579,215,541
給食費収入(共同調理場)	769,321,067	1,205,476,500	△ 436,155,433
給食費収入(単独校調理場)	247,230,142	390,290,250	△ 143,060,108
受取市補助金	624,692,322	48,781,446	575,910,876
市補助金	623,342,322	48,191,446	575,150,876
市補填金	1,350,000	590,000	760,000
雑収益	1,194,439	1,044,539	149,900
雑入	1,194,439	1,044,539	149,900
<b>経常収益計</b>	1,642,440,511	1,645,595,276	△ 3,154,765
(2) 経常費用			
事務費	37,315,859	45,070,021	△ 7,754,162
給料	7,899,120	14,494,140	△ 6,595,020
諸手当	19,949,476	22,354,617	△ 2,405,141
共済費	2,360,501	3,476,243	△ 1,115,742
賃金	3,930,151	2,664,225	1,265,926
報償費	35,000	0	35,000
旅費	47,200	49,100	△ 1,900
需用費	2,446,041	1,387,627	1,058,414
役務費	639,724	635,432	4,292
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	8,646	8,237	409
公課費	0	400	△ 400
事業費	1,601,500,706	1,595,766,750	5,733,956
原材料費(共同調理場)	1,212,509,612	1,205,476,500	7,033,112
原材料費(単独校調理場)	388,991,094	390,290,250	△ 1,299,156
徴収不能額	14,302	133,567	△ 119,265
雑費	0	0	0
減価償却費	316,305	286,055	30,250
管理費	3,488,644	4,624,938	△ 1,136,294
給料	877,680	1,610,460	△ 732,780
諸手当	2,202,761	2,475,461	△ 272,700
共済費	262,233	386,211	△ 123,978
旅費	6,660	11,820	△ 5,160
需用費	11,000	7,823	3,177
役務費	96,350	101,248	△ 4,898
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	960	915	45
公課費	31,000	31,000	0
<b>経常費用計</b>	1,642,635,816	1,645,881,331	△ 3,245,515

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 195,305	△ 286,055	90,750
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 195,305	△ 286,055	90,750
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 195,305	△ 286,055	90,750
一般正味財産期首残高	603,834	889,889	△ 286,055
一般正味財産期末残高	408,529	603,834	△ 195,305
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	10,408,529	10,603,834	△ 195,305

# 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	26,097,461	22,134,851	3,962,610
売掛金	114,368,212	113,063,836	1,304,376
未収金	0	5,595	△ 5,595
前払金	167,947	9,567	158,380
流動資産合計	140,633,620	135,213,849	5,419,771
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品	408,529	603,834	△ 195,305
その他固定資産合計	408,529	603,834	△ 195,305
固定資産合計	10,408,529	10,603,834	△ 195,305
<b>資産合計</b>	151,042,149	145,817,683	5,224,466
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
買掛金	136,369,198	115,908,541	20,460,657
未払金	4,059,163	18,795,525	△ 14,736,362
預り金	205,259	509,783	△ 304,524
流動負債合計	140,633,620	135,213,849	5,419,771
<b>負債合計</b>	140,633,620	135,213,849	5,419,771
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
<b>2. 一般正味財産</b>			
一般正味財産合計	408,529	603,834	△ 195,305
<b>正味財産合計</b>	10,408,529	10,603,834	△ 195,305
<b>負債及び正味財産合計</b>	151,042,149	145,817,683	5,224,466

※実施事業資産…什器備品 408,529円 (令和5年3月31日時点)

# 財産目録

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	26,097,461		
当座預金	491,758		
ゆうちょ銀行一宮支店	491,758		
普通預金	25,605,703		
三菱UFJ銀行一宮支店	25,605,703		
売掛金	114,368,212		
前払金	167,947		
流動資産合計		140,633,620	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	10,000,000		
(2) その他固定資産			
什器備品	408,529		
その他固定資産合計	408,529		
固定資産合計		10,408,529	
資産合計			151,042,149
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	136,369,198		
未払金	4,059,163		
預り金	205,259		
流動負債合計		140,633,620	
負債合計			140,633,620
正味財産			10,408,529

# キャッシュ・フロー計算書

令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[ 2,541 ]	[ 2,541 ]	[ 0 ]
基本財産収入	2,541	2,541	0
市補助金収入	[ 626,154,497 ]	[ 49,534,000 ]	[ 576,620,497 ]
市補助金	624,804,497	48,944,000	575,860,497
市補助填金	1,350,000	590,000	760,000
雑収入	[ 1,079,674 ]	[ 1,044,539 ]	[ 35,135 ]
雑収入	1,079,674	1,044,539	35,135
その他の事業活動収入	[ 1,015,347,296 ]	[ 1,614,631,686 ]	[ △ 599,284,390 ]
事業活動収入計	1,642,584,008	1,665,212,766	△ 22,628,758
2. 事業活動支出			
事務費支出	[ 34,974,303 ]	[ 28,724,779 ]	[ 6,249,524 ]
給料	7,899,120	14,494,140	△ 6,595,020
諸手当	19,934,010	7,389,344	12,544,666
共済費	2,497,764	3,273,888	△ 776,124
賃金	3,475,042	2,414,492	1,060,550
報償費	35,000	0	35,000
旅費	42,600	46,100	△ 3,500
需用費	474,842	501,823	△ 26,981
役員費	607,279	596,355	10,924
負担金・補助及び交付金	8,646	8,237	409
公課費	0	400	△ 400
管理費支出	[ 3,457,419 ]	[ 2,939,709 ]	[ 517,710 ]
給料	877,680	1,610,460	△ 732,780
諸手当	2,202,761	813,432	1,389,329
共済費	231,652	363,729	△ 132,077
旅費	6,660	11,820	△ 5,160
需用費	11,000	7,823	3,177
役員費	95,706	100,530	△ 4,824
負担金・補助及び交付金	960	915	45
公課費	31,000	31,000	0
その他の事業活動支出	[ 1,600,068,676 ]	[ 1,621,660,132 ]	[ △ 21,591,456 ]
事業活動支出計	1,638,500,398	1,653,324,620	△ 14,824,222
事業活動によるキャッシュ・フロー	4,083,610	11,888,146	△ 7,804,536
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	[ 121,000 ]	[ 0 ]	[ 121,000 ]
備品購入費	121,000	0	121,000
投資活動支出計	121,000	0	121,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 121,000	0	△ 121,000
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
<b>IV 現金及び現金同等物の増減額</b>	3,962,610	11,888,146	△ 7,925,536
<b>V 現金及び現金同等物の期首残高</b>	22,134,851	10,246,705	11,888,146
<b>VI 現金及び現金同等物の期末残高</b>	26,097,461	22,134,851	3,962,610

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。  
 2 重要な非資金取引 なし

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法  
 什器備品の減価償却は、定額法による。
- (2) 消費税等の会計処理  
 消費税の会計処理は、税込み方式による。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産 定期預金	10,000,000	10,000,000	0	—

### 4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	724,834	316,305	408,529

### 5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。




(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当期末 残 高	貸借対照表上
						の記載区分
市補助金収入	(合計)		624,692,322	624,692,322		
市補助金(運営補助金)	一宮市	0	38,392,825	38,392,825	0	一般正味財産
市補助金(学校給食費無償化補助金)	一宮市	0	532,739,497	532,739,497	0	一般正味財産
市補助金(食材高騰対策支援金)	一宮市	0	52,210,000	52,210,000	0	一般正味財産
市補填金	一宮市	0	1,350,000	1,350,000	0	一般正味財産



令和5年5月9日

一般財団法人一宮市学校給食会  
会長 高橋信哉様

監事 平野晴久   
監事 福山中華   
監事 岩井政美 

### 監 査 意 見 書

一般財団法人一宮市学校給食会定款第11条の規定に基づき、令和4年度事業報告及び決算の監査を行った結果、意見を附して次のとおり報告します。

- (1) 監 査 年 月 日 令和5年5月9日
- (2) 監査の対象となった期間 令和4年度  
(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)
- (3) 監 査 事 項 令和4年度決算監査
- (4) 監査の方法及びその内容  
令和4年度業務執行状況及び経理について、決算及び決算附属書類と、総勘定元帳、関係補助簿、関連保管文書等とを照合し、あわせて職員の説明を求め監査した。
- (5) 監査の結果  
経理全般にわたり慎重審査したところ、予算は適正に執行されており、決算及び決算附属書類は、総勘定元帳、関係補助簿、関連保管文書等に基づき正確に処理され、収支状況及び財政状態について適正に表示しているものと認められた。

以 上

報告第11号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和4年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

# 令和 4 年度一宮市土地開発公社事業報告

## 1 事業の概要

### (1) 用地取得

令和 4 年度に取得した用地はありません。

### (2) 用地処分

一宮市の依頼に基づき、都市計画道路木曾川玉野線道路改築事業用地を処分しました。

## 2 理事会議決議案

### (1) 令和 4 年 5 月 17 日開催分

議案第 4 号 令和 3 年度一宮市土地開発公社事業報告について

議案第 5 号 令和 3 年度一宮市土地開発公社決算について

### (2) 令和 5 年 2 月 15 日開催分

議案第 1 号 令和 5 年度一宮市土地開発公社事業計画について

議案第 2 号 令和 5 年度一宮市土地開発公社予算及び資金計画について

### 3 用地取得

区 分	事 業 名	面 積(m <sup>2</sup> )	取得年月日	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	そ の 他	0.00	—	0
合 計		0.00	—	0

### 4 用地処分

区 分	事 業 名	面 積(m <sup>2</sup> )	取得・造成年度	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	—	53,322,556
合 計		2,216.67	—	53,322,556

その他費用(円)		取得総額(円)	処分予定年度	備 考
支払利息	その他			
703,806	0	703,806	—	
703,806	0	703,806	—	

その他費用(円)		処分総額(円)	処分年月日	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
1,952,078	21,107	55,295,741	令和4年7月1日	一宮市	
1,952,078	21,107	55,295,741	—	—	

5 用地保有状況

区 分	事 業 名	面 積(㎡)	取得・造成年度	用地・補償費(円)
公有用地	公共予定地	4,970.79	S55ほか	319,491,057
	萩原町中島地区(国道関連)	781.09	H8	70,766,754
	萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	H8	60,170,178
	丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	H18	31,100,000
	都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	S57	43,802,765
	都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	R3	12,295,166
	小 計	9,375.07	—	537,625,920
代替地	公共事業等代替地	4,697.01	S49ほか	465,162,739
合 計		14,072.08	—	1,002,788,659

その他費用(円)		年度末保有高(円)	処分予定年度	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
71,320,835	402,970	391,214,862	—	一宮市	
2,730,588	0	73,497,342	R7まで	一宮市	
2,321,708	0	62,491,886	R7まで	一宮市	
0	0	31,100,000	R7まで	一宮市	
1,663,851	0	45,466,616	R6まで	一宮市	
26,463	0	12,321,629	R7まで	一宮市	
78,063,445	402,970	616,092,335	—	—	
53,672,943	5,137,553	523,973,235	—	一宮市等	
131,736,388	5,540,523	1,140,065,570	—	—	

# 令和4年度一宮市土地開発公社決算

## 令和4年度一宮市土地開発公社損益計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	55,320,272	
	(2) 附帯等事業収益	5,988,001	61,308,273
		<hr/>	
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	55,295,741	
	(2) 附帯等事業原価	1,652,995	56,948,736
		<hr/>	<hr/>
	事業総利益		4,359,537
3	販売費及び一般管理費		
	(1) 販売費及び一般管理費		1,959,607
			<hr/>
	事業利益		2,399,930
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	4,501	
	(2) 雑収益	19,200	23,701
		<hr/>	
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	24,531	24,531
			<hr/>
	経常利益		2,399,100
			<hr/>
	当期純利益		2,399,100
			<hr/> <hr/>



令和4年度一宮市土地開発公社貸借対照表  
(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部

1 流動資産			
(1) 現金及び預金	91,359,572		
(2) 公有用地	616,092,335		
(3) 代替地	523,973,235		
(4) 前払費用	116		
流動資産合計			1,231,425,258
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 車両その他の運搬具	1,390,055		
減価償却累計額	1,390,054	1	
(2) 投資その他の資産			
ア 長期性預金	10,000,000		
固定資産合計			10,000,001
資産合計			1,241,425,259

負債の部

1 流動負債			
(1) 短期借入金	377,430,343		
(2) 預り金	686,247		
流動負債合計			378,116,590
2 固定負債			
(1) 長期借入金	762,635,227		
固定負債合計			762,635,227
負債合計			1,140,751,817

資本の部

1 資本金			
(1) 基本財産	10,000,000		
資本金合計			10,000,000
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	88,274,342		
(2) 当期純利益	2,399,100		
準備金合計			90,673,442
資本合計			100,673,442
負債・資本合計			1,241,425,259

# 令和4年度一宮市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

## 1 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	55,320,272	
その他事業収入	6,007,201	
公有地取得事業支出	△ 703,806	
その他事業支出	△ 1,652,995	
人件費支出	△ 1,683,623	
その他の業務支出	294,013	
小計		57,581,062
利息の受取額		4,501
利息の支払額		△ 24,531
事業活動によるキャッシュ・フロー合計		57,561,032

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

該当なし

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の増減額		△ 54,591,935
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 54,591,935

4 現金及び現金同等物増減額 (△は減少) 2,969,097

5 現金及び現金同等物期首残高 88,390,475

6 現金及び現金同等物期末残高 91,359,572

## 注 記 事 項

### (重要な会計方針)

#### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

#### 3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

### (追加情報)

- 1 短期借入金 (377,430,343円)による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

## 附 属 明 細 表

### 第1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	当 座	0	
	普 通	31,359,572	株式会社三菱UFJ銀行
	通 知	0	
	定 期	60,000,000	1年定期・株式会社百五銀行ほか5行
満期保有 目的以外 で保有す る有価証券	国 債	0	
	地 方 債	0	
	そ の 他	0	
合 計		91,359,572	



第2 公有用地明細表（期首残高・当期増加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
公共予定地	4,970.79	391,214,862	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(国道関連)	781.09	73,365,224	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	62,379,553	0.00	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0.00	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	45,384,887	0.00	0	0	0	0
都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	55,270,392	0.00	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,299,480	0.00	0	0	0	0
合 計	11,591.74	671,014,398	0.00	0	0	0	0

第3 代替地明細表（期首残高・当期増加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
イ	公共事業等代替地(一宮地区)	2,083.18	295,002,080	0.00	0	0	0
	公共事業等代替地(尾西地区)	2,613.83	228,641,027	0.00	0	0	0
合 計	4,697.01	523,643,107	0.00	0	0	0	

高 B		当期減少高 C								
その他費用		計 (円)	面積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	132,118	132,118	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	112,333	112,333	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	81,729	81,729	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	25,349	25,349	2,216.67	53,322,556	0	0	0	21,107	1,952,078	55,295,741
0	22,149	22,149	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	373,678	373,678	2,216.67	53,322,556	0	0	0	21,107	1,952,078	55,295,741

高 B		当期減少高 C								
その他費用		計 (円)	面積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	330,128	330,128	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	330,128	330,128	0.00	0	0	0	0	0	0	0

第2 公有用地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C					
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用	
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)
公共予定地	4,970.79	319,491,057	0	0	0	402,970
萩原町中島地区（国道関連）	781.09	70,766,754	0	0	0	0
萩原町中島地区（光堂川関連）	664.13	60,170,178	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	43,802,765	0	0	0	0
都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	0.00	0	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,295,166	0	0	0	0
合 計	9,375.07	537,625,920	0	0	0	402,970

第3 代替地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C						
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用		
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)	
イ	公共事業等代替地（一宮地区）	2,083.18	261,754,208	0	0	0	228,443
	公共事業等代替地（尾西地区）	2,613.83	203,408,531	0	2,381,090	0	2,528,020
合 計	4,697.01	465,162,739	0	2,381,090	0	2,756,463	



		摘要
支払利息 (円)	計 (円)	
71,320,835	391,214,862	
2,730,588	73,497,342	
2,321,708	62,491,886	
0	31,100,000	
1,663,851	45,466,616	
0	0	
26,463	12,321,629	
78,063,445	616,092,335	

		摘要
支払利息 (円)	計 (円)	
33,019,429	295,002,080	
20,653,514	228,971,155	
53,672,943	523,973,235	

#### 第4 有形固定資産明細表

(単位：円)

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A+B-C) D	当期減価 償却額 E	減価償却 累計額 F	差引期末 残高 D-F	摘要
車両その他の 運搬具	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	小型乗用自動車 (平成18年 5月23日取得)
合計	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	

#### 第5 投資その他の資産明細表

(単位：円)

資産の種類	金額	摘要
長期性預金	10,000,000	2年定期・株式会社愛知銀行
合計	10,000,000	

## 第6 短期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
株式会社 大垣共立銀行	0.180	432,022,278	0	432,022,278	0	R4.3.31借入れ (入札)
株式会社 大垣共立銀行	0.180	0	432,412,163	432,412,163	0	R4.9.30借入れ (入札)
株式会社 大垣共立銀行	0.180	0	377,430,343	0	377,430,343	R5.3.31借入れ (入札)
合 計		432,022,278	809,842,506	864,434,441	377,430,343	

## 第7 長期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
一宮市	0.000	762,635,227	0	0	762,635,227	
合 計		762,635,227	0	0	762,635,227	

## 第8 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	一宮市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

第9 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	55,320,272	都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地
附帯等事業 収益	保有土地賃貸等収益	4,603,933	保有土地一時使用料
	附帯事業収益	1,384,068	公共事業等代替地管理事業負担金
	小 計	5,988,001	
合 計		61,308,273	

第10 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	55,295,741	都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地
附帯等事業 原価	保有土地賃貸等原価	268,927	駐車場管理費
	附帯事業原価	1,384,068	公共事業等代替地管理費
	小 計	1,652,995	
合 計		56,948,736	



第11 販売費及び一般管理費内訳明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要	
人件費	1,683,623	報酬	147,900
		給料	1,121,732
		手当	187,512
		法定福利費	218,658
		福利厚生費	7,821
経 費	275,984	需用費	113,494
		役務費	97,690
		公租公課	60,600
		減価償却費	0
		雑費	4,200
合 計	1,959,607		

令和 5 年 4 月 26 日

一宮市土地開発公社  
理事長 中野正康様

監事 川松久芳   
監事 平松幹啓 

### 監 査 意 見 書

一宮市土地開発公社定款第 24 条の規定に基づき、令和 4 年度決算監査を行った結果について、意見を付して次のとおり報告します。

- 1 監査年月日  
令和 5 年 4 月 26 日
- 2 監査の対象となった期間  
令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）
- 3 監査事項  
令和 4 年度決算監査
- 4 監査の結果の概況及び意見  
令和 4 年度決算について、経理全般にわたり監査したところ、適正に執行されており、経理の帳簿は、証拠書類に基づき正確に処理され、事実と相違ないことを認める。

以 上

報告第12号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和4年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

# 1 営業報告

## (1) 営業の概要

### ① 国内状況について

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も令和4年3月に「まん延防止等重点措置」が全地域で解除されるなど、落ち着きを見せ始め、社会全般で新型コロナウイルス感染症による行動制限からの脱却、正常化が進みました。

日本経済も、ウクライナ情勢等を背景とした原材料価格の上昇他の下振れリスクに直面しましたが、感染症の影響による戦後最悪の落ち込みから回復し、新たな成長に向かって動き出しています。しかし、生鮮食料品流通分野に関しては、依然として消費者の低価格化志向を背景に、量販店の産地直送やインターネットなど、取引の多様化が進んでおり厳しい状況に置かれています。

卸売市場は、現在も生鮮食料品等流通の基幹的役割を担っていますので、販路拡大や流通コスト他の経費削減に努めたい一方で、今後は加工処理や配送といった基本的機能の強化や、多様な消費者ニーズに対応するためのコールドチェーンシステムの確立といった課題に取り組むことが大切です。

### ② 一宮市の取引状況

当卸売市場の卸売事業者の業績は、取扱数量、金額とも長く減少していましたが、前期（第44期）に取扱量、金額とも増加に転じ、今期も取扱数量が9,890.5トン（前期9,716.5トン）と1.8%の増、取扱金額についても32億4,232万円（前期30億2,698万円）と7.1%の増となり増加傾向は継続しています。

### ③ 卸売市場(株)の取り組み（施設管理）

#### ア 市場取引の監督・指導

市場取引の公開性を尊重し、公正で秩序ある取引を確保するため、日常業務の監督・指導に努めました。

#### イ 施設の維持管理等

市場の施設を常に良好な状態に保つため、各施設並びに設備の保守点検及び修繕を行いました。当期に実施した主な修繕は、卸売棟西側倉庫LED照明交換工事、中継汚水槽（東側）水中ポンプ取替工事です。

#### ウ 関連店舗の利用状況



関連店舗は、41店舗中31.5店舗が使用されており、空き店舗は9.5店舗でした。

④ 自主的取組

ア 地場野菜供給センターの活動

地場野菜供給センターは、地場野菜の生産振興や流通の促進を図るため、地産地消の推進及び食の安全の問題に積極的に取り組んでいます。食の安全や品質への関心は高まっており、消費者の信頼を得るため、生産者に農薬の適正使用や堆肥使用を働きかけるなど、エコファーマー農業の奨励に努力していかなければなりません。

イ 「ぐりーんりんぐ」の発行

地場野菜の消費拡大を図るため、市民や消費者向けに食の情報紙「ぐりーんりんぐ」を4回発行して、市内の小学校低学年全児童と中学校、高校、公共施設などに配布し地場野菜のPRと消費拡大に努めました。

ウ 一般開放事業

卸売市場を消費者に理解してもらい、生鮮食料品などの需要拡大につなげるため「日曜新鮮市」を実施して卸売市場の発展に努めました。なお、「豚汁の振る舞い」などのイベントは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止しました。

(2) 取扱高の状況

青果部門の取扱数量は9,886.0トンで前期(9,708.2トン)に比べて177.8トン、1.8%の増、取扱金額も32億3,749万円と前期(30億1,799万円)に比べて2億1,950万円、7.3%の増となりました。

取扱品目別実績

部類別 品目	取扱数量 (t)				取扱金額 (万円)				
	第44 期	第45 期	増減		第44 期	第45 期	増減		
			量	率			千円	率	
青果部	野菜	8,646.8	8,782.9	136.1	1.6	259,335	274,840	15,505	6.0
	果実	1,048.1	1,092.1	44.0	4.2	37,506	38,491	985	2.6
	その他	13.3	11.0	-2.3	-17.3	4,958	10,418	5,460	110.1
	計	<b>9,708.2</b>	<b>9,886.0</b>	<b>177.8</b>	<b>1.8</b>	<b>301,799</b>	<b>323,749</b>	<b>21,950</b>	<b>7.3</b>
水産部	<b>8.3</b>	<b>4.5</b>	<b>-3.8</b>	<b>-45.8</b>	<b>899</b>	<b>483</b>	<b>-416</b>	<b>-46.3</b>	
合計	<b>9,716.5</b>	<b>9,890.5</b>	<b>174.0</b>	<b>1.8</b>	<b>302,698</b>	<b>324,232</b>	<b>21,534</b>	<b>7.1</b>	

(卸売業者取引高実績報告数値)

水産部門の取扱数量は4.5トンで前期（8.3トン）に比べて3.8トン、45.8%の減となり、取扱金額は483万円で前期（899万円）に比べて416万円、46.3%の減となりました。市場全体では、取扱数量が9,890.5トンで前期（9,716.5トン）に比べて174.0トン、1.8%の増となりました。取扱金額は32億4,232万円で前期（30億2,698万円）に比べて2億1,534万円、7.1%の増となりました。当期の営業日数は251日（251日）で、部類別品目ごとの実績は前ページ表のとおりです。

### （3）営業損益

当期の営業利益は16,595千円で前期20,972千円より4,377千円減少しました。

市場使用料他の営業収益は94,824千円で、前期94,738千円に比べて86千円増と横ばいでしたが、営業費用（一般管理費）が78,229千円と、前期73,766千円より4,463千円の増加したのが要因です。

営業費用の増加要因として、エネルギー価格高騰の影響を受けて水道光熱費が、4,025千円と前期より1,754千円増加したこと、消費税増により租税公課費（11,362千円）が1,965千円増加したこと、そして、修繕費（7,450千円）が1,803千円増加したことが挙げられます。

営業外収支を加味した最終的な当期純利益はマイナス857千円（前期35,093千円）となりましたが、これは、耐震工事設計料25,850千円を特別損失として計上したのが要因です。

### （4）場内営業者等の概要

#### ① 卸売業者

部類別	期首	期末	会社名	社長名	資本金
青果部	1	1	大協青果株式会社	小嶋弘道	72,000千円
水産部	1	1	株式会社ヤマト水産	木村智広	3,000千円

#### ② 買受人

	期首	期末	増減	一宮	稲沢	県内	県外
買受人	143	143	0	87	22	28	6

増	減	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

③ 関連事業者（関連事業店舗組合等）

業 種	期首	期末	業 種	期首	期末
雑穀販売業	1	1	包装・容器販売業	1	1
食肉販売業	3	3	菓子販売業	2	2
佃煮販売業	1	0	総合食料品販売業	1	1
麺類販売業	1	1	警備業	1	1
惣菜販売業	0	0	運送業	2	2
豆腐・蒟蒻販売業	1	1	中小企業協同組合	1	1
海苔・乾物販売業	1	1	住宅及び店舗のリフォーム業	1	1
餅販売業	1	1	発泡スチロール等のリサイクル業	1	1
青果物販売業	1	1			
水産物販売業	0	0	合 計	20	19

(5) 庶務の概要

主な庶務に関する事項は、次のとおりです。

① 株主総会

- ・ 定時株主総会

令和4年5月19日

第1号議案 第44期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の  
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び  
個別注記表の承認について

② 取締役会

(ア) 令和4年5月12日

第1号議案 定時株主総会の開催について

第2号議案 第44期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の  
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び  
個別注記表の承認について

(イ) 令和5年2月14日

第1号議案 一宮地方総合卸売市場業務規程施行細則の一部改正について

第2号議案 一宮地方総合卸売市場株式会社社員就業規則の一部改正につい  
て

第3号議案 令和5年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画の承認について

- ③ 株主の状況
  - (ア) 期末株式数 45,000株
  - (イ) 期末株主数 3名
- ④ 商業登記
  - 実績（役員変更）なし
- ⑤ 期末役員数
  - (ア) 取締役 6名
  - (イ) 監査役 2名
- ⑥ 期末社員数 3名

## 2. 貸借対照表

### 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	( 20,745,169 )	<b>【流動負債】</b>	( 6,703,231 )
普通預金	9,490,815	未払金	0
現金	9,218	未払費用	1,301,933
有価証券	10,000	未払法人税等	296,500
商品	47,206	未払消費税等	4,134,400
貯蔵品	0	預り金	68,925
前払費用	1,319,430	賞与引当金	901,473
未収入金	5,811,343		
未収消費税等	0		
未収還付法人税等	0		
立替金	4,106,157		
貸倒引当金	△ 49,000		
<b>【固定資産】</b>	( 1,148,317,862 )	<b>【固定負債】</b>	( 504,405,881 )
建築物	111,570,710	長期借入金	479,413,000
構築物	2,896,190	預り保証金	24,558,567
機械装置	1	退職給付引当金	434,314
車輛運搬具	1		
器具備品	388,689		
一括償却資産	1,649,267		
土地	1,016,324,088	負債合計	511,109,112
建設仮勘定	2,640,000		
電話加入権	164,750		
長期前払費用	2,332,400		
長期繰延税金資産	10,351,766		
前払年金費用	0		
		(純資産の部)	
		<b>【株主資本】</b>	( 657,953,919 )
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	350,000,000
		その他資本剰余金	350,000,000
		利益剰余金	217,953,919
		繰越利益剰余金	217,953,919
		うち当期純利益	△ 857,072
		自己株式	△ 10,000,000
		純資産合計	657,953,919
合計	1,169,063,031	合計	1,169,063,031

### 3. 損益計算書

損益計算書			
令和4年4月1日			
至令和5年3月31日			
単位：円			
区分	科目	金額	金額
経常損益の部	【営業収益】		
	市場使用料費	92,279,812	94,823,812
	市場共益費	2,544,000	
	【営業費用】		
	一般管理費		
	給料手当	16,041,211	
	貸付費用	0	
	退職給付費用	1,318,881	
	厚生福利費	2,643,228	
	旅交交通費	124,608	
	交際費	2,430	
	会費	4,160	
	広報宣伝費	104,600	
	水道光熱費	4,024,603	
	消耗品費	554,122	
	修繕費	7,449,590	
	借入管理料	6,025,118	
	償却料	5,569,824	
	減価償却費	10,601,032	
	租税公課	1,970,400	
車輻費	11,362,000		
火災保険料	66,320		
通信用料	2,687,435		
一ス料	116,170		
清掃衛生費	165,290		
雑費	4,484,550		
貸倒引当金繰入額	2,913,222		
		0	78,228,794
	営業利益		16,595,018
営業外損益	【営業外収益】		
	受取利息	67	
	受取配当金	400	
	貸収収入	6,027,288	
	雑貸収収入額	1,618,634	
		0	7,646,389
【営業外費用】			
支払利息	764,774		
雑損	5		764,779
	経常利益		23,476,628
	【特別利益】		
	貸倒引当金戻入		1,702,000
	【特別損失】		
	建設仮勘定除去損		25,850,000
	税引前当期純利益		△ 671,372
	法人税、住民税及び事業税		296,590
	法人税等調整額		△ 110,890
	当期純利益		△ 857,072

#### 4. 株主資本等変動計算書

自 令和4年 4月 1日  
至 令和5年 3月31日 (単位:円)

##### 【株主資本】

資本金	前期末残高		100,000,000
	当期変動額	(その他の資本剰余金へ振替)	0
	当期末残高		100,000,000
資本剰余金			
その他の資本剰余金	前期末残高		350,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		350,000,000
資本剰余金合計	前期末残高		350,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		350,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		218,810,991
	当期変動額	(当期純利益金額)	-857,072
	当期末残高		217,953,919
利益剰余金合計	前期末残高		218,810,991
	当期変動額		-857,072
	当期末残高		217,953,919
自己株式	前期末残高		-10,000,000
	当期末残高		-10,000,000
株主資本合計	前期末残高		658,810,991
	当期変動額		-857,072
	当期末残高		657,953,919
純資産の部合計	前期末残高		658,810,991
	当期変動額		-857,072
	当期末残高		657,953,919

## 5. 個別注記表

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月 31日

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの……移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)

無形固定資産……定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における要支給額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 976, 359, 205円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 45, 000株

### 4. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たりの純資産額 14, 953円50銭

(2) 一株当たりの当期純利益 -19円48銭



第 45 期 付 属 明 細 書

1. 固定資産の取得及び処分明細書

単位：円

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末残高	摘要
有形固定資産	建築物	118,076,172	1,889,800	3	8,395,259	111,570,710	
	構築物	2,640,308	671,110	1	415,227	2,896,190	
	機械装置	1	0	0	0	1	
	車輛運搬費	1	0	0	0	1	
	器具備品	278,213	302,390	1	191,913	388,689	
	一括償却資産	0	2,473,900	0	824,633	1,649,267	
	土地	1,016,324,088	0	0	0	1,016,324,088	
	建設仮勘定	25,850,000	2,640,000	25,850,000	0	2,640,000	
	計	1,163,168,783	7,977,200	25,850,005	9,827,032	1,135,468,946	
無形固定資産	電話加入権	164,750	0	0	0	164,750	
	計	164,750	0	0	0	164,750	
投資その他資産	長期繰延税金資産	10,240,876	110,890	0	0	10,351,766	
	長期前払費用	3,106,400	0	0	774,000	2,332,400	
	前払年金費用	404,567	0	404,567	0	0	
	計	13,751,843	110,890	404,567	774,000	12,684,166	
	合計	1,177,085,376	8,088,090	26,254,572	10,601,032	1,148,317,862	

2. 担保権設定明細書

担保の目的たる資産		担保権の設定状況
区分	期末簿価	
建物	111,570,710	土地及び株式購入資金として平成26年10月に100,000千円、令和3年3月運転資金として30,000千円、いずれも愛知西農協より借り入れた借入債務に対する担保。
土地	1,016,324,088	
合計	1,127,894,798	

## 監 査 報 告 書

私、監査役は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第45期営業年度における取締役の職務の執行を監査するため、本店において専務取締役から営業内容の報告を聞き、実査・立会・照合を行いました。

計算書類に関しては慎重に検討を加え、かつ監査の方針及び経過についても必要に応じ、内容を精査いたしました。

その監査結果を、次のとおり報告します。

### 記

1. 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従って会社の財産及び損益の状況を正しく示していると認める。
2. 営業報告書の内容は、真実であると認める。
3. 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令・定款及び会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はない。
4. 取締役の職務執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実はない。
5. 付属明細書は、法令及び定款に適合して作成されているものと認める。

令和5年5月9日

一宮地方総合卸売市場株式会社

監査役 岡田 糧 

監査役 川瀬 裕司 

報告第13号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和5年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日提出

一宮市長 中野正康

いちのみや未来エネルギー株式会社事業計画  
(令和5年5月1日から令和6年4月30日まで)

1 電力販売計画

小売事業者登録については、令和5年5月中の登録完了を予定し、令和5年7月1日より市内公共施設82件（詳細は別紙参照）に電力供給を開始する予定です。当年度の年間販売電力量は16百万kWhを想定しています。

2 収支計画（金額はすべて税抜き）

売上高は544百万円、当期純利益は12百万円を想定。利益の用途は、次年度に発生する容量市場に伴う容量拠出金の負担などを想定し、原則、内部留保としています。

3 一宮市内における再生可能エネルギーの利用率向上

当社は、一宮市内における再生可能エネルギーの利用率を高め、市内のCO<sub>2</sub>の削減とエネルギーの地産地消を推進することを目的としています。着実な事業運営のもと、再生可能エネルギーの拡大に向けた検討を進めてまいります。

令和5年度収支計画  
(令和5年5月1日から令和6年4月30日まで)

(単位:千円)

科目	金額		
	収入	支出	
売上高	544,833		
売上原価		504,905	
-電源調達費		397,208	
-託送費		84,938	
-その他		22,759	
売上総利益			39,928
販売費及び一般管理費		22,711	
-営業費		20,000	
-人件費		1,150	
-その他		1,561	
営業利益			17,217
営業外収益	0		
営業外費用		0	
税引前当期純利益			17,217
法人税等		5,165	
当期純利益			12,052

## 電力販売計画

### 1 供給先施設

対象施設	施設数	予定供給量 (千kWh)
ききょう会館	1	60
高齢者福祉施設	3	233
環境センター	1	800
ゆうゆうのやかた	1	186
尾西斎場	1	68
グラウンド等	5	266
博物館	3	1,098
三岸節子記念美術館		
尾西歴史民俗資料館		
尾西図書館	3	296
玉堂記念木曾川図書館		
子ども文化広場図書館		
市民病院	1	6,854
市立小中学校	61	5,781
学校給食共同調理場	2	681
合計	82	16,323

販売電力量 16,323千kWh

### 2 調達電源（令和5年度分）

東邦ガス株式会社

調達電力量 16,968千kWh

上記電力量のうち約7割は、環境センター・市内太陽光発電所（5か所）から調達予定